

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人海の達人（以下「海の達人」という。）事務局の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組織及び事務分掌

(部)

第2条 事務局は次の部とする。

- (1) 総務部 ※(株)ダイイチ総務部が兼務する
(総務部の所掌事務)

第3条 総務部においては次の事務をつかさどる。

- (1) 定款及びその他諸規程等に関する事
- (2) 評議員会及び理事会の庶務に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 登記その他の諸届及び公印の管理に関する事
- (5) 人事及び福利厚生に関する事
- (6) 予算及び決算に関する事
- (7) 契約に関する事
- (8) 固定資産の管理に関する事
- (9) 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関する事
- (10) その他各部の所掌に属さない事

第3章 職制

(職制)

第6条 部に部長を置くこととする。

- 2 部長は、上司の命を受け、所掌する事務を統括し管理する。
(契約職員)

第7条 必要がある場合、事務局に契約職員を置くことができる。